

かんぽ生命の保険契約および簡易生命保険契約に関する  
保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間  
延伸いたします。

2 保険金の支払い等

必要書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

	取扱種別	取扱期間
1	保険金および未経過保険料の支払い	2025年2月10日（月）から 同年3月10日（月）まで
2	基本契約の解約（解除）および解約返戻金（還付金）の支払い	
3	特約の解約（解除）および解約返戻金（還付金）の支払い	
4	普通貸付金の支払い	
5	契約者貸付利率の減免（※）	
6	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）	
7	契約者配当金の支払い	

※ ご契約内容により契約者貸付利率の減免が行われない場合があります。